

市第9号議案

特定調停（債務弁済協定）申立事件についての調停

特定調停（債務弁済協定）申立事件について、次のように調停に合意する。

平成23年5月24日提出

横浜市長 林 文子

1 事件名 横浜地方裁判所平成22年（特ノ）第2号特定調停（債務弁済協定）申立事件

2 当事者

申立人 中区尾上町1丁目8番地  
財団法人横浜開港150周年協会  
代表者 会長 小野 耕一

相手方 東京都目黒区東山1丁目17番16号  
TSP太陽株式会社  
代表取締役 河野 康之

利害関係人 横浜市  
代表者  
横浜市長 林 文子

3 調停条項

申立人及び相手方並びに利害関係人は、横浜地方裁判所調停委員会の勧告に基づき、申立人が事業主体として実施した「開国博Y150」をはじめとする横浜開港150周年記念事業（以下「本件事業」という。）が、横浜市ないし横浜港の歴史を振り返り、未来への発展を期するという目的を持って行われ、社会的な貢献をしたことを認めつつ、申立人の財務状況が債務超過に陥っている現

状を踏まえ、申立人に対する債権者である相手方も一定の損失を負担すると同時に、本件事業を当初発案し、本件事業について多大な関与と支援をしてきた利害関係人も、申立人の総債務のうち固有の資金により弁済できない額のおおむね2分の1相当額を補助金として拠出することを基調とした相当額の追加支援を行い、もって本件問題の妥当かつ早期の解決に資するために、本調停時点において、解決可能な範囲の債権者との間において本調停を成立させるものとする。

なお、申立人及び利害関係人が、他の債権者と調停その他の合意を成立させるときは、本調停に基づく相手方に対する配当率を超えないものとする。

- (1) 申立人及び相手方は、申立人の相手方に対する平成23年4月26日時点における債務（以下「本件債務」という。）の残額が以下のとおりであることを確認する。

平成21年4月1日付け業務委託契約に基づく業務委託代金債務

金 121,552,200 円

- (2) 利害関係人は、申立人から相手方に対し、別紙配当表のとおり、本件債務のうち7割に相当する金額が支払われることとなるよう、申立人固有の資金で不足する分に充当させるため、申立人に対し、下記金額を補助金として交付することとし、これを平成23年7月末日限り、申立人が上記補助金の交付を受ける目的で開設した専用の預金口座に振り込む方法により支払う。申立人は、上記補助金を本調停条項に定めた目的以外に使用することはできない。

相手方への支払充当用 金44,738,749円

- (3) 申立人は、利害関係人に対し、申立人と申立外近畿日本ツーリスト株式会社及び同株式会社近畿日本ツーリスト神奈川（旧商号相鉄観光株式会社）との間の入場券代金請求事件（横浜地方裁判所平成22年（ワ）第1654号及び平成22年（ワ）第2242号事件）の結果、申立人が上記各会社から回収できた金員から回収のための諸経費を控除した金員を、補助金の返還金として支払う。
- (4) 申立人は、相手方に対し、平成23年8月末日限り、別紙配当表のとおり、本件債務のうち7割に相当する金85,086,540円から、申立人が相手方に対し、平成23年4月27日に内払として支払った金30,277,000円を控除した後の残余の金額として、申立人固有の資金から金10,070,791円と第2項により利害関係人から交付を受けた補助金とを合算し、金54,809,540円を相手方が指定した預金口座に振り込む方法により支払う。
- (5) 相手方は、申立人に対し、前項の金員が支払われたときは、当該入金日をもって、本件債務の残額を免除する。
- (6) 申立人、相手方及び利害関係人は、申立人と相手方及び利害関係人と相手方との間において、本件事業に関する諸問題が円満に解決されたものとし、本調停条項に定めるもののほか、互いに何らの債権債務が存しないことを確認する。
- (7) 調停費用は、各自の負担とする。

### 配当表

番号	債権者名	債権額	配当額 ( )	配当率
平成 22 年 ( 特ノ ) 第 2 号				
2	T S P 太陽株式会社	121,552,200 円	85,086,540 円	70.000%

#### 【内訳】

	財団法人横浜開港 1 5 0 周年協会固有資金支払額 ( T S P 太陽株式会社のみ )		40,347,791 円	33.194%
	横浜市補助金支出額 ( T S P 太陽株式会社のみ )		44,738,749 円	36.806%

配当額の合計額及び財団法人横浜開港 1 5 0 周年協会固有資金支払額は、いずれも平成23年 4 月27日に申立人が相手方に対し内払として支払った金30,277,000円を控除する前の金額

#### 提 案 理 由

特定調停 ( 債務弁済協定 ) 申立事件について、財団法人横浜開港 1 5 0 周年協会及び T S P 太陽株式会社と調停に合意したいので提案する。

## 参 考

## 事件の概要

1 平成21年4月から  
平成21年9月まで

平成21年に横浜開港150周年を迎えた横浜市では、様々な横浜開港150周年記念事業が実施されたが、その1つとして、財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という。）の主催により、横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」（以下「開国博Y150」という。）が開催された。開国博Y150では、ベイサイドエリアのイベントが平成21年4月28日から同年9月27日まで、ヒルサイドエリアのイベントが同年7月4日から同年9月27日まで開催され、開催期間中の入場者数は、無料会場と有料会場とを合計すると7,166,300人にとどまった一方、有料会場の入場者数は、目標の5,000,000人に対して1,239,325人とどまらなかった。

その後、開国博Y150に関する協会の収支見込について、入場料収入等が減少した結果、総事業費が約15,700,000,000円と見込まれるのに対し、収入は約13,200,000,000円と見込まれ、約2,500,000,000円の未確定額が発生していることが判明した。

2 平成22年6月30日

協会は、開国博Y150の交通対策に係る計

画の策定及び運営に関する業務を受託した  
T S P 太陽株式会社（以下「T S P 太陽」  
という。）が支払を求めている委託代金額  
は未確定である等として、T S P 太陽に対  
し、債務額を確定すること等を請求して横  
浜地方裁判所に特定調停の申立てを行った  
。

3 平成22年7月30日 T S P 太陽は、特定調停に応じ、協会と  
の間で、1回目の話し合いを行った。

4 平成22年8月から  
平成23年4月まで 横浜市は、協会とT S P 太陽との間で行  
われていた特定調停の調停委員会から、利  
害関係人として参加することが相当である  
との呼出しがあったため、特定調停に参加  
し、協会及びT S P 太陽との間で7回にわ  
たり話し合いを行った。

5 平成23年5月11日 9回目の話し合いにおいて、特定調停の調  
停委員会から、調停条項案が提示された。

#### 地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しな  
ければならない。

（第1号から第11号まで省略）

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服  
申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁  
決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3

項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。))又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号から第15号まで及び第2項省略)